

○ 中小企業等協同組合法による信用協同組合及び信用協同組合連合会の事業に関する内閣府令（平成五年大蔵省令第九号）（第二十八条関係）

| 改正案   | 現行   |
|---|--|
| <p>（組合員の資格）</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）<u>第八条第四項に規定するその他これらに準ずる者として内閣府令で定める者は、組合の地区内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う事業者の役員とする。</u></p> <p>（信用協同組合等の併せ行うことができる事業）</p> <p>第一条の二 法第九条の八第二項第六号に規定する信用協同組合が行う債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2 信用協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下同じ。）が法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該信用協同組合連合会が総株主等の議決権（協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第百八十三号）<u>第四条</u></p> | <p>（新設）</p> <p>第一条 中小企業等協同組合法（以下「法」という。）<u>第九条の八第二項第六号に規定する信用協同組合が行う債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</u></p> <p>一～五（略）</p> <p>2 信用協同組合連合会（法第九条の九第一項第一号の事業を行う協同組合連合会をいう。以下この条において同じ。）が法第九条の九第五項の規定により行う法第九条の八第二項第六号に掲げる債務の保証又は手形の引受けで内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 当該信用協同組合連合会が発行済株式の総数又は出資の総額の<u>二分の一以上の数又は額の株式又は持分を所有する会社のために</u></p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>第一項に規定する総株主等の議決権をいう。( )の百分の五十を超える議決権を保有する会社のためにする債務の保証又は手形の引受け</p> <p>五 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>(信用協同組合連合会の会員以外の者に対する資金の貸付け等)</p> <p>第一条の三 中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号。以下「令」という。)第一条の七第二項に規定する預金その他の内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。</p> <p>一 協同組合による金融事業に関する法律施行規則(平成五年大蔵省令第十号)別紙様式第十号中の貸借対照表(次号において「貸借対照表」という。)の預金勘定に計上されるもの</p> <p>二 貸借対照表の借入金勘定に組合短期資金として計上されるもの</p> <p>(信用協同組合の債券の募集又は管理の受託事業等)</p> <p>第二条 法第九条の八第九項及び令第一条の八第一項に規定する内閣府令で定める者は、法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人とする。</p> <p>(定款の変更の認可を要しない事項)</p> <p>第二条の二 法第五十一条第二項に規定する内閣府令で定める事項は</p> | <p>する債務の保証又は手形の引受け</p> <p>五 (略)</p> <p>三〇八 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(信用協同組合の債券の募集又は管理の受託事業等)</p> <p>第二条 法第九条の八第九項及び中小企業等協同組合法施行令(昭和三十三年政令第四十三号)第一条の八第一項に規定する内閣府令で定める者は、法律の規定に基づき、政府が債券に係る債務について保証することができる法人とする。</p> <p>(新設)</p> |
|--|---|

次の各号に掲げる事項に係る定款の変更とする。

一 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項の規定による認可を受けて行う次に掲げる事業

イ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第一号に掲げる法第九条の八第二項第一号に規定する為替取引（法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ロ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第二号に掲げる法第九条の八第二項第九号に規定する国債等の募集の取扱い（法第九条の九第五項の規定により行う同号に掲げる事業を含む。）

ハ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第三号に掲げる法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業（法第九条の九第五項第一号の規定により行う法第九条の八第二項第十九号又は第二十号に掲げる事業を含む。）

ニ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第四号に掲げる法第九条の八第七項及び法第九条の九第五項第一号に規定する証券取引法第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う事業

ホ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第五号に掲げる法第九条の八第八項及び法第九条の九第五項第三号に規定する信託業務に係る事業

ヘ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第六号に

掲げる法第九条の八第九項に規定する地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）により行つた担保付社債に関する信託事業（法第九条の九第五項の規定により行つた同項第四号に掲げる事業を含む。）

㌞ 協同組合による金融事業に関する法律第三条第一項第七号に掲げる法第九条の九第五項の規定により行つた法第九条の八第二項第四号に規定する会員以外の者（国、地方公共団体その他営利を目的としない法人を除く。）の預金若しくは定期積金の受入れ又は同項第五号に規定する会員以外の者に対する資金の貸付け（手形の割引を含む。）

㌟ 協同組合による金融事業に関する法律第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項の規定による認可を受けた認可対象会社（同法第四条の二第三項又は同法第四条の四第三項に規定する認可対象会社をいう。）を子会社（同法第四条第一項に規定する子会社をいう。）としなむとするとき

㌠ 金融先物取引法第五十六条の規定による許可を受けて行つた金融先物取引業

㌡ 従たる事務所を設置、位置の変更（主たる事務所の位置の変更を含む。）、種類の変更（従たる事務所であつて主たる事務所又は他の従たる事務所の名義をもって事業が行われているもの（以下「下」の号において「出張所」という。）から出張所以外の従たる事務所へ及び出張所以外の従たる事務所から出張所への変更をい

五 法令の改正に伴う規定の整理その他の金融商品が定める事項

廃止又は名称の変更